

# 「いじめ防止基本方針」

北海道当別高等学校

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人間形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置しないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨とし、いじめ防止等の対策を行う。

### (2) いじめの禁止

「いじめは人間として決してゆるされる行為でない」という認識に立ち、教職員が一体となり未然防止に取り組み、全体の活動を通じて、生徒の心豊かな人間性を育てる教育の充実を図る。

### (3) 学校及び職員の責務

- ① すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や学校関係者との連携を図る。
- ② 学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。
- ③ いじめが疑われる場合、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める。

## 2 いじめ防止等のための対策に基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめ防止

- ア 学校の重点目標の一つに「自他を思いやる豊かな心の育成」を掲げ、弱い者いじめ等をしない、見過ごさないことを組織的に取り組む。
- イ 生徒に豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ウ いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置としての学年や全校集会等を実施する。

#### ② いじめ早期発見のための措置

##### ア いじめ実態調査

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年2回（5月 11月）
- ・教育相談の実施 年2回

##### イ いじめ相談体制

- ・生徒指導部を中心とした委員会の活用
- ・スクールカウンセラーの活用

##### ウ いじめ防止等の対策に対する人材育成（資質向上）

・いじめ防止等に関する研修を年間計画に基づいて実施し、職員の資質向上を図る。

- ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
  - ・インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果的に対処できるよう必要に応じて啓発活動と情報モラル研修等を実施する。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ① いじめ防止等に関する組織の設置

ア 構成員：校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、教育相談係  
該当学年担任、  
必要に応じて、養護教諭、コーディネーター、スクールカウンセラー

### イ 活 動

- ・いじめ早期発見に関すること
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案の対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめ問題に関する生徒理解を深める。

② 会 議：定例会、いじめ事案発生時には緊急開催とする。

### ③ いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合、いじめを速やかにやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援・いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべき、いじめについては所轄警察署及び教育局と連携して対処する。

## (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のように対処する。

① 重大事態が発生した旨を、教育局に速やかに連絡する。

② 教育局と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に評価する。次の2点を学校評価に加え、適正に自校の取組を評価する。

① いじめの早期発見に関する取組に関すること

② いじめの再発を防止するための取組に関すること